

岩手県告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域 市街化調整区域から市街化区域に編入する土地の区域
  - (1) 紫波郡矢巾町大字藤沢第1地割、第2地割及び第6地割並びに大字西徳田第5地割並びに大字南矢幅第8地割、第9地割、第10地割及び第12地割の各地内（別紙図面のとおりに。）
  - (2) 岩手郡滝沢村鵜飼字下鵜飼、中鵜飼、先古川及びび迫の各地内（別紙図面のとおりに。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、矢巾町役場及び滝沢村役場

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。